

秋 田 市 公 報

あきた

第1211号 号外第1号

令和7年10月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

監査公表

監査公表

監査委員事務局

監査公表

平成31年度、令和3年度、令和5年度および令和6年度に実施した包括外部監査について秋田市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和7年9月30日

秋田市監査委員 鶴 田 嘉 裕

秋田市監査委員 高 井 宏 司

秋田市監査委員 藤 田 信

秋田市監査委員 堀 内 和 恵

令 7 総 第 1 4 5 6 号

令和 7 年 8 月 2 8 日

秋田市監査委員 様

秋田市長 沼 谷 純

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

令和 6 年度以前に実施された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、次のとおり通知します。

平成31年度包括外部監査（秋田市のまちづくりに関する事務の執行について）の結果に対する措置状況調書

項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨	措置状況：担当課所室 措置の内容
第3章 秋田市のまちづくりについて 3. 監査の結果 （3）空き家対策について 【意見5】空き家の活用について（40頁・7頁） 地方自治体自らまたは共同出資等によるランドバンクを設立し、空き家の活用方法について検討されたい。 第4章 監査対象とした各課の事業に対する監査の結果 4. 住宅整備課 4-2 監査の結果 （1）空き家定住推進事業について 【意見13】空き家バンクに登録できない空き家に対する対策の強化について（70頁・10頁） 流通性のある空き家については、空き家バンクなどの受け皿が構築されているが、ここから漏れてしまうものは、多くが利活用されない空き家になってしまうため、空き家バンクに登録できない空き家に対する対策を強化することが重要であると考え。また、空き家になる前の段階での対策がより有用なものであると考える。	（措置済み：住宅政策課） 令和6年12月に「秋田市空き家等の適正管理に関する条例」を改正し、空家等対策計画の作成および変更ならびに実施に関する事項を各分野の専門家で調査審議する空家等対策審議会の設置等に係る規定を設け、同審議会を令和7年4月に設置した。 審議会では、低未利用地解消のためのランドバンク事業実施の可能性も含め、空家等対策計画に位置づけている取組について検討することとしている。 （措置予定・検討中：住宅政策課） 流通が難しい空き家への対策として、他都市で行っている流通困難空き家再生バンク等の先進事例を研究するとともに、関係団体と協議し、現行の空き家バンク制度の改正を検討する。 また、現在作成中の空き家等対策ガイドブックを主に空き家若しくは管理不全となる前の所有者等に配布することにより適正管理を促進する。

5. 防災安全対策課

5-2 監査の結果

(1) 老朽危険空き家等対策経費について

【意見14】特定空き家等に対する措置について（77頁・10～11頁）

特定空き家等に関する適切な措置の実施を図るため、国の指針を参考に地域の特性を踏まえた特定空き家の認定に関するマニュアルを作成する必要があると考える。

（措置済み：住宅政策課）

令和6年12月に「特定空き家等および管理不全空き家等判断基準」を策定し、この基準に基づき特定空き家等を1件認定し、段階的な法的措置を講じている。

令和３年度包括外部監査（情報システムの財務に関する事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について）の結果に対する措置状況調書

項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨	措置状況：担当課所室 措置の内容
第４ 監査対象とした個別システム等の概要と結論 ４．情報システムに係る運用業務について 【意見９】標準化に向けた長期継続契約について（48頁・11頁） ・標準化との関係で、生活保護システムをクラウド化する要件定義を採用すべきであったのではないかな。 ・生活保護システムの更新、またはそれ以降の近い時期に一部業務についてRPAの導入の検討及び実装を行うべきである。	（措置予定・検討中：保護第二課） 令和２年４月の現行システムの契約時には、標準化に関して、国から明確な計画が示されていなかった。加えて、セキュリティ上の観点から、市民の情報を外部に保管することについて時期尚早と判断し、現行システムをクラウド化する要件定義を採用しなかったものである。 令和８年９月に予定しているシステム更新に当たっては、令和４年10月に国から地方公共団体情報システム標準化基本方針で標準化の計画が示されたほか、令和６年５月に本市の情報セキュリティポリシーが改正され、クラウドサービス等外部サービスで重要な情報を取り扱う場合の留意点や手順等について具体的に定められたことを踏まえ、システムをクラウド化することとしている。 （措置予定・検討中：保護第二課） 生活保護システムは、令和８年９月にシステムを更新し、標準準拠システムへ移行することとしている。 現在、新システム移行後における業務フローの見直しを進めており、その結果を踏まえ、RPAの導入により効率化が見込まれる業務について、庁内およびベンダーなどと調整し導入を検討する。

令和5年度包括外部監査（「県都『あきた』創生プラン（第14次秋田市総合計画）」の策定及び進捗管理に関する事務について）の結果に対する措置状況調書

項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨	措置状況：担当課所室 措置の内容
第4章 指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見 2 監査結果について （2）監査の結果に添えて提出する意見 【意見1】総合計画にかかる根拠規定について（108頁・5頁） 策定までのプロセスのみならず、その進捗管理や事後的な評価まで含めた運用についても、何らかの形で規定化し、市の政策実施プロセスの中の総合計画の位置づけを明確化することが望ましい。 【意見3】総合計画の策定・実行における、行政以外の地域住民等の関与について（111頁・9頁） 中長期的な課題として、総合計画の策定・進捗管理プロセスへの地域住民・企業・その他団体などの参加を高め、計画内で方針・目標・施策を共有し、それぞれの役割分担を明確化して、協働的に地域の課題の識別・解決を果たしていくことが望まれる。 【意見6】計画策定に関する知見・経験の引継ぎについて（117頁・15頁） 計画策定の実務自体の経験が豊富でない担当者が計画を作ることを前提に、知見やノウハウの適切な引継ぎを徹底するよう、組織的な対応が求められる。	（措置予定・検討中：企画調整課） 総合計画の運用が明確になるよう、今後の行政経営システムのあり方も含め、規定化の可否とともに検討する。 （措置予定・検討中：企画調整課） 第15次総合計画の策定に当たり、新たに大学生・民間企業の社員・移住者等の若者によるワークショップを開催したほか、今後、市長が市内各地を回り、市民と直接意見交換することとしている。 計画策定後の進捗管理・事後評価の段階においては、これまで以上に市民協働の視点を取り入れられるよう検討する。 （措置予定・検討中：企画調整課） 計画の策定や策定後の進捗管理、事業の立案等の過程における議論、意見交換などを通じて、知見やノウハウの継承が図られるものと考えているが、これに加え、全庁的な考え方などが共有できるよう、総合計画の運用をより明確にすることを検討する。

【意見 7】施策と K P I の関連性の精度を高める観点からの、ロジックモデルの活用について(118頁・16頁)

計画の指標が将来都市像の各施策を管理する指標としてふさわしいものであったか、目標値の水準が適切であったかなどをしっかりと確認することが非常に重要であることから、成果指標たる K P I の合目的性・信頼性を確保するため、ロジックモデルの考え方を意識した政策立案の点検・見直しを行うべきである。

【意見 8】「将来都市像」における「政策」単位の K P I の設定について(120頁・18頁)

事業活動から最終目的（あるべき姿）に至るまでの相関関係が確保されるような計画を策定するため、ロジックモデル的な考え方にに基づき、可能な限り中間アウトカムの「政策」についても何らかの指標（K P I）を設けて、進捗状況や相関関係の適切さを定点観測することが望ましい。

【意見 9】「創生戦略」及びその「重点プログラム」単位の K P I ・目標値の設定について(124頁・22頁)

「創生戦略」及び「重点プログラム」について、それぞれ指標（K P I）を設けて、進捗状況や相関関係の適切さを定点観測することが望ましい。

（措置予定・検討中：企画調整課）

第15次総合計画の策定に合わせ、指標の設定のあり方も含め、計画全般について検証し、必要に応じて見直しを図る。

（措置予定・検討中：企画調整課）

第15次総合計画の策定に合わせ、指標の設定のあり方も含め、計画全般について検証し、必要に応じて見直しを図る。

（措置予定・検討中：企画調整課）

第15次総合計画の策定に合わせ、指標の設定のあり方も含め、計画全般について検証し、必要に応じて見直しを図る。

【意見12】 行政経営会議における事業単位のK P I の活用について(129頁・27頁)

事業単位で指標（K P I）を設け、事後的に評価しその後の政策の見直しに反映させることに意義があることから、現在部分的に導入されている事業単位の指標とそのモニタリングについて、事業と指標の相関関係を適切にしつつ、導入範囲を広げてもらいたい。

（措置予定・検討中：企画調整課）

令和6年度から行政経営会議での新規事業の提案時に成果指標の設定を求めている、さらなる成果指標の導入範囲の拡大については、第15次総合計画の策定にあわせ、指標の設定のあり方全般について検証し、必要に応じて見直しを図る。

令和6年度包括外部監査テーマ（秋田市の人口減少対策にかかる計画、事業の実施および評価に関する事務について）の結果に対する措置状況調書

項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨	措置状況：担当課所室 措置の内容
第4章 監査の結果 1 全般的事項に関する監査の結果 （2）指摘および意見 I 総合戦略の策定 【意見1】階層別のKPI（成果指標）のロジカルな紐付けについて（84頁・6頁） 基本目標に係る数値目標と、施策のKPIの関連性について不明確と思われるケースが散見されるため、指標の設定において政策の「目的と手段」が「適切に相関しているかどうか」、再度検討することが望ましい。 【意見2】総合計画との一体化について（85頁・8頁） 人口減少対策やまちの活性化といった政策テーマは、国の要請という縛りがなくとも、市の重要課題として長期計画の策定とその効果検証を継続して取り組むのであれば、総合計画と総合戦略の一体化について検討することが望ましい。	（措置予定・検討中：人口減少・移住定住対策課） 総合戦略は、次期総合計画と統合することとしており、令和7年度の改定に合わせ、適切にKPIを設定する。 （措置予定・検討中：人口減少・移住定住対策課） 総合計画および総合戦略は、令和7年度の改定に合わせ、統合することとしている。

【意見 3】データの活用と戦略策定について（87頁・10頁）

客観性のある「エビデンス」に基づいて検証した結果からは、全体としての方向性が客観的な数字で示されるはずであるため、客観性の高いデータの収集や解析を進め、データを政策や事業の事前評価・事後評価に役立てるよう研究実証を推進することが望ましい。

Ⅱ 総合戦略の進捗管理ならびに情報開示

【意見 4】K P I の設定について（活動指標と成果指標の区別）（89頁・11頁）

「市総合戦略」で設定されているK P I について、成果指標ではなく活動指標にあたるものが散見されるため、適切な指標を設定することが望ましい。

Ⅲ 庁内連携の推進

【意見 5】若者世代をフィーチャーした事業について（91頁・14頁）

若者世代に向けた事業が少ないように見受けられるため、若者を「経済的に支援」という発想だけではなく、事業への参画や意見アイデアの反映、チャレンジの後押しなどといった、若者世代の力を取り入れ「活用する」事業のあり方について検討することが望ましい。

（措置予定・検討中：人口減少・移住定住対策課）

事業の立案や実施において、客観性の高いデータを活用し、事業実施による効果との関係性の明確化を図るなど、E B P Mを意識するよう、関係各課と連携を図っていく。

（措置予定・検討中：人口減少・移住定住対策課）

総合戦略は、総合計画と統合することとしており、令和7年度の改定に合わせ、適切にK P Iを設定する。

（措置予定・検討中：人口減少・移住定住対策課）

次期総合計画の策定に当たり、若者等の意見やアイデアを聴取する機会として、ワークショップを開催し、活用することとしている。

【意見 6】 いわゆる「部局間連携」、「事業間連携」について（92頁・14頁）

庁内連絡協議会の参加メンバー以外にも、実務担当者間の連携ができる情報共有の場や機会が広がることが望ましい。

（措置済み：人口減少・移住定住対策課）

「人口減少対策庁内連絡協議会」では、代表者による協議のほか、実務担当者による検討部会を適宜開催している。

また、参加メンバー以外であっても、関連する部局の実務担当者と情報共有を図りながら検討を進めているほか、取組の成果を「検討結果報告書」にまとめ、各部局と情報共有を図っている。

Ⅳ 予算事業にかかる全般的事項

【指摘 1】 補助金の消費税等相当額にかかる仕入税額控除対象分の把握・返還手続について（93頁・4頁）

税制上、補助金は非課税売上に分類される一方で、補助対象事業者が、補助事業に係る経費の消費税を仕入控除に含めた場合、自らが支払っていない消費税の仕入控除を受け実質二重補助となる。

補助対象事業者が補助事業に係る経費の仕入控除を受けたことが明らかとなった場合は、控除税額相当額の補助金を返還させる必要があることについて、補助金の要綱に特段の定めを行っていない事業が多数を占めていることから、報告の徴求ならびに返還請求手続について、要綱へ明記するか、事務マニュアルを整備すべきである。

（措置済み：財政課）

消費税等仕入税額控除を考慮した補助金等の交付について、年度当初の予算執行方針において適切に対応するよう通知したほか、全庁を対象に行った予算執行に関する説明会においても、要綱を点検の上、返還請求手続等を明記するよう周知した。

（措置済み：文化振興課、商工貿易振興課）

令和7年度から、補助金の消費税等相当額にかかる仕入税額控除対象分の報告の徴求ならびに返還請求手続について要綱へ明記した。

（措置済み：企業立地雇用課）

令和7年度から、事業者に対する補助制度については補助対象経費に係る消費税および地方消費税の額を含まないものとするとし、要綱を改定した。

	(措置困難：住宅政策課) 「空き家定住推進事業」は、課税事業主ではない個人に対して補助する事業であることから、控除仕入税額の発生の有無についての報告や返還手続きについては、要綱へ明記する必要があるものと考えている。
【意見7】事業単位のモニタリング（活動指標、成果指標）について（95頁・15頁） 各事業の実施結果がどのような成果に帰結したかをロジカルに説明できるよう、デジタル技術を活用したデータの取得や分析方法の高度化の検討やそれらを使いこなせる人材の育成も含め、庁内での体制を整備することが望ましい。 2 個別事業に関する監査の結果 （2）指摘および意見 I. 1. 1 秋田市ふるさと応援寄附金推進事業 【意見8】ふるさと納税の収支について（102頁・16頁） 令和元年度～5年度までの5年間のふるさと納税の単純収支は赤字が続いていることから、市の産品の販売額増加やブランド力アップ、ひいては税収アップにつなげられるような取組を、部局間連携・事業者連携なども駆使して、執り行っていくべきと考える。	(措置予定・検討中：人口減少・移住定住対策課) 総合戦略は、次期総合計画と統合することとしており、令和7年度の改定に合わせ、適切にK P Iを設定するとともに、事業の実施により想定される成果等の説明ができるよう、行政経営会議において取り組んでいく。 (措置済み：人口減少・移住定住対策課) 令和6年度のふるさと納税は、新たな返礼品の開拓や市内外のイベントへの出展などの取組により、実質収支は大幅な黒字に転じた。 今後も部局間および事業者との連携を強化し、返礼品の開発やブランド力向上に向けた取組を通じて本市の特色ある産品を広く発信するとともに、ふるさと納税の増収につなげていく。

I. 1. 2 移住促進事業

【意見9】秋田市プチ移住体験事業について（108頁・17頁）

移住相談ツアー参加者の移住につながった割合が低下していることおよび移住体験住宅の利用件数が少ないことから、より効果的な事業の実施方法を検討する必要がある。

【意見10】東京圏移住支援事業について（108頁・17頁）

「秋田移住支援金マッチングサイト」において、より幅広い業種の掲載を促すなどの対応が必要である。

また、これからの多様な働き方等を踏まえた要件があることを周知し、若者世代の利用件数の増加につなげることが望ましい。

（措置済み：人口減少・移住定住対策課）

これまでの参加者は、移住地として本市を選択している方よりも、地方移住に関心を持っている方の割合が高く、実際の移住件数は少なかった。

現在は、他部局と連携し、仕事や教育環境など移住者が必要とする支援や情報提供等を行い、本市への興味や関心を喚起することでツアーや体験住宅の利用を促し、移住者の増加につながるよう努めている。

（措置済み：人口減少・移住定住対策課）

マッチングサイトは、秋田県が運営しており、本市としても機会を捉えて様々な事業者に掲載を促している。

また、移住希望者に対しては、引き続き移住フェアや移住相談時に制度の周知を図ることで、若者世代の利用を促している。

I. 1. 3 シティプロモーション事業

【意見11】若者世代向けの事業について (112頁・18頁)

「シティプロモーション推進事業」により、シビックプライドの醸成を図るとともに、「若者の活用、参画（世代交代）」を大きなテーマとして捉え、部局間連携・事業間連携により、全庁的に取り組むことが望ましい。

（措置済み：人口減少・移住定住対策課）

総合計画において、計画推進に当たっての視点として「シビックプライドの醸成」を位置付けているほか、「シティプロモーション基本方針」に基づき、全庁的にシビックプライドの醸成に取り組んでいる。

引き続き、若者の挑戦を応援していくほか、「人口減少対策庁内連絡協議会」や実務担当者同士の連携など、部局間連携等により、若い世代に向けた事業のさらなる充実に取り組んでいく。

I. 1. 4 地域おこし協力隊活用事業

【意見12】元隊員の移住者の活用について (115頁・19頁)

元隊員との関係を継続して、人口減少対策に関する事業へ協力していただくことが望まれる。

他の部課の他の事業においても、人材活用につなげられるよう連携を強化することが望ましい。

（措置済み：人口減少・移住定住対策課）

移住定住コーディネーターとして活動した元隊員に関しては、そのスキルの活用を図りながら、退任後も移住者交流会や起業に対するアドバイザーなどとして連携して移住定住施策の推進に取り組んでもらっている。

他の分野においても、協力隊制度は任期後も地域に定着して活動することを目指す制度であることを改めて周知しながら、制度の活用を促している。

I. 2. 4 文化創造プロジェクト推進経費
【意見13】プロジェクトの効果測定について（119頁、20頁）

文化創造プロジェクトは、中心市街地を活性化し、市を文化芸術のまちにすることを目指す大規模な取り組みである。このプロジェクトの成果をロジカルに測定することは難しいが重要であり、長期的な視点での評価が求められる。具体的には、「中心市街地の活性化」や「シビックプライドの醸成」、「経済波及効果」をどのように測定するかについての方法論を検討し、成果指標を設定して中間評価を行うことが望まれる。

II. 1. 1 秋田港大型クルーズ船誘致等事業

【意見14】交流人口、経済効果の測定把握について（122頁・20頁）

クルーズ船の寄港による経済効果は、乗客の消費行動によって期待されているが、実際の効果を正確に測るためのデータが不足している。特に、乗客が市内でどのように行動しているかという具体的なデータが不足しており、経済効果を正確に把握できていないことから、事業成果の測定をより緻密に行うことに取り組むべきである。

（措置済み：企画調整課）

文化創造プロジェクトにおいては、現地での参加人数や経済波及効果、事業報告・レポートへのリーチ数、市民主体の活動に向けた意欲の向上、市民活動の提案・実施件数、文化創造館における館内展示の来場者数、さらには、マスコミの取材による新聞等への掲載・報道件数などを目標数値として毎年度設定しており、設定した数値に基づいた年間の評価を行っている。

今後も目標数値の更新を行いつつ、継続して目標設定と中間評価を実施していく。

（措置予定・検討中：観光振興課）

乗客の動向と消費状況等について、事業成果の測定方法を県や関係団体と検討していく。

Ⅱ. 1. 2 観光プロモーション事業

【意見15】アトラクションの効果把握について（125頁・21頁）

実施報告書では、首都圏や海外での竿燈の演技によるPR活動を行った際の集客数や観客・プロモーターの反応などの情報がないため、本事業のプロモーションの具体的な成果がみえないことから、事業成果を具体的に測定する手段を検討し、評価を行っていくことが望まれる。

（措置済み：観光振興課）

竿燈演技は、イベント主催者やプロモーターから高い評価を得ている。令和6年に台湾台南市で開催された南宮国際民俗芸術祭での竿燈演技がプロモーターから高く評価され、台湾国内の他のイベントへの招致依頼につながったほか、秋田竿燈浅草まつりは令和7年で14回目の開催となり、主催団体である地元商店街から今後の継続開催を希望されている。

引き続き、主催者からのフィードバック（再招致の意向、イベントへの貢献度、観客の反応）を確認するほか、今後は、観客への聞き取りによる関心度や訪問意欲の変化、イベント集客数などを集計し、プロモーションの効果把握することとした。

Ⅱ. 2. 3 芸術文化のまちづくり推進事業

【意見16】地方創生関連事業への関連付けについて（134頁・21頁）

「芸術文化のまちづくり推進事業」は、事業目的や効果などを踏まえると、地方創生関連事業に位置付けられるのではないかな。

（措置済み：人口減少・移住定住対策課）

令和7年度当初予算において、地方創生関連事業として、「基本目標③（多様なつながりを築き、秋田市への新しいひとの流れをつくる）」に位置付けた。

Ⅲ. 1. 1 地域支援事業

【意見17】地域づくり交付金（学生まちづくり）の利用拡大について（139頁・22頁）

申請前の企画・事業計画づくりや申請時のプレゼンの助言サポートなどを含め、学生の主体性に寄り添った支援を充実して、積極的に交付金の利用を拡大する方向で事業活動を推進していただきたい。

（措置予定・検討中：中央市民サービスセンター）

地域づくり交付金（学生まちづくり）の利用拡大については、Web会議ツールを活用したオンラインでの相談を行うほか、プレゼンに関する講座等を開催するなど、学生に向けた支援を拡充していく。

Ⅲ. 1. 2 市民協働・市民活動支援事業

【意見18】若者世代の取り込みについて（142頁・22頁）

若い世代の興味を得られやすいコンテンツや、発言・発表・意思表示の場などの提供、参加しやすい方法（SNSやオンラインミーティングといった、デジタル技術の活用を含む）でのアプローチなど、積極的に行っていくことが期待される。

（措置予定・検討中：中央市民サービスセンター）

若者世代の取り込みについては、SNSを活用した情報発信やオンラインミーティングの実施、デジタル技術の積極的活用等、若い世代の興味を得られやすい手法を検討し、実施していく。

Ⅳ. 1. 1 放課後児童健全育成事業

【意見19】事業委託先の要件の確認について（145頁・23頁）

事業委託先の要件となっている「政治的又は宗教上の組織に属していないこと」について、文書等では確認ができないため、誓約書の徴求などの対応により、手続きを漏れなく行えるよう体制整備をすることが望ましい。

（措置済み：子ども福祉課）

事業開始前に提出を求めている実施計画書の様式に、「政治的又は宗教上の組織に属していないこと」について確認する記載欄を設けた。

Ⅳ. 1. 4 放課後子ども教室推進事業

【意見20】学校（教育委員会）との連携強化について（152頁・23頁）

放課後子ども教室は、地域と学校の協働活動の一環として、各小学校のコミュニティ・スクールと連携した活動が求められているが、放課後における児童へのケアのあり方について統一的イメージがないため、連携の仕組みの整備が課題となっている。教育委員会と担当課との連携を強化し、情報共有や意見交換ができる場を設けることが望ましい。

（措置予定・検討中：子ども福祉課）

放課後子ども教室とコミュニティ・スクールとの連携に関する課題を整理した上で、定期的な意見交換等が行えるよう教育委員会や各小学校と協議を進めていく。

Ⅴ. 1. 2 創業支援事業

【意見21】総合戦略のKPI「開業率」について（157頁・24頁）

総合戦略において本事業が紐づけられている施策「地域の強みをいかした産業の育成・創出」については、「開業率」をKPIとしているが、「開業率」は法人を前提とした指標であることから、近年増加している個人事業主形態の創業の動きをカバーしたものになっていない。

個人事業主の起業への支援・サポートを充実するとともに、その成果を別個の指標で測定できないか、検討することが望ましい。

（措置予定・検討中：商工貿易振興課）

個人事業主として創業を目指す市民も一定数いることから、既存制度の更なる活用とともに、対象者への支援・サポートのあり方のほか、取組の成果に対する新たな指標について検討していく。

【意見22】若者創業支援、学生創業支援について（157頁・24頁）

若者や学生の創業に対する補助実績が少ないため、起業に興味がある人への制度周知や情報共有、コミュニケーションの場の提供、相談支援などを通じて積極的にニーズの掘り起こし・サポートを行い、補助金の利用を促進することが望まれる。

（措置済み：商工貿易振興課）

本市では、起業に興味のある学生を対象として、産学官連携で学生同士が交流し、新たなビジネスの創出を図るイベントを開催している。また、チャレンジオフィスあきたにおいて起業への関心を高めるセミナーや段階的なサポートをする際、補助金の活用を促すことなどを行っている。

現状において、制度開始時より若者や学生による補助相談件数が増加傾向にあることから、引き続き高等教育機関を通じた制度の周知や創業支援ポータルサイト「アキチャレ」およびSNSの活用により利用促進を図っていく。

V. 1. 3 業態転換等支援事業

【意見23】業態転換・デジタル技術活用の促進について（160頁・25頁）

業態転換等支援事業費補助金の予算に対し実績が伸びていないため、より周知に取り組む必要がある。

また、新設備導入に対する補助が多く、業態転換につながる動きへのアプローチが不足しているため、人口減少対策の観点からは、業態転換やデジタル技術の活用による新機軸の事業参入を後押しする政策となるようスキームの練り直しを含め、一歩進んだ取組みが望まれる。

（措置予定・検討中：商工貿易振興課）

市内事業者の状況も踏まえ、生産性向上による設備投資のほか業態転換・新分野進出についても活用が図られるようSNSや関係団体への情報提供などにより周知を図っていく。

また、本事業は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用していることから、事業の見直しは検討していないが、人口減少対策の観点による別の枠組みで検討していく。

VI. 1. 1 マイタウン・バス運行事業

【意見24】運転士不足への対応について

(167頁・25頁)

全国的に、バス運転士不足の問題が表面化しており、市でも、路線維持の事業・政策において、路線維持のための運転士不足への対応がより切実に求められることになると思われるため、バス・タクシー事業者等と連携した取り組みを適宜実施していくことが望まれる。

(措置済み：交通政策課)

令和6年4月に、バス事業者と本市との間で「秋田市の持続可能な公共交通サービス実現に向けた連携協定」を締結し、路線の再編や利便性の向上、運転士不足対策等に関する取組について定期的に協議を行っている。

バス事業者には、令和5年度からバス運転体験会や運転士募集に関するテレビCMなどの取組、タクシー事業者には、令和6年度から運転士確保に向けたプロモーションに係る費用の一部をそれぞれ支援している。

今後も運転士確保に向けた取組を継続して実施できるよう、本市としても支援策を講じていく。

VI. 1. 2 公共交通研究事業

【意見25】公共交通網再編の重要性について (170頁・26頁)

地方公共交通は、既存の事業形態では持続的な運営に限界が来ていることは明白で、市から公共交通事業者への補助も維持が難しくなることから、公共交通ネットワークの再編は重要な課題であり、官民一体で課題を解決していく体制を構築していくことが望まれる。

(措置済み：交通政策課)

本市では、将来にわたり持続可能な公共交通サービスの実現に向けて、公共交通網の再編検討を始めており、令和5年度末に再編路線案を作成・公表し、今後、事業者による具体案の検討を行うこととした。

バス事業者とは令和6年4月に再編実現に向けた「秋田市の持続可能な公共交通サービス実現に向けた連携協定」を締結しており、公共交通の確保・維持および利便性向上に向けた取組を進めていく。

VI. 1. 3 地方バス路線維持対策経費

【意見26】秋田市運転士担い手確保支援事業費補助金について（173頁・26頁）

要綱内における対象経費の定義が、「運転士確保対策のために行う取組に係る経費」とおおざっぱな印象が否めないことから、政策の実効性を高めるため、事業者が申請しやすいように明確な運用がなされることが望まれる。

（措置困難：交通政策課）

運転士確保対策については、事業者の創意工夫によって様々な視点から行われる必要があると考えている。

運転士不足への対応は喫緊の課題であり、本市としても支援を行っていくこととしているが、対象経費を定型的に示すことで事業者の取組を制限するおそれがあるため、補助対象経費の定義には一定の自由度をもたせるものとしている。

引き続き、広く活用しやすい補助制度となるよう、周知に努めていく。

VI. 2. 1 空き家定住推進事業

【意見27】中活区域等市民への補助について（174頁・27頁）

中活区域等内の居住者への補助自体は、特段の問題はないように思われるが、本来は移住者の住宅確保のサポートを推進することが目的であることから、移住者への交付割合が小さい現状に鑑み、今後は本事業のスキームを再検討するか、併用可能な他の補助事業との事業間連携を促進するなど、移住者の増加につながる活動を行って、本来の目的に沿った成果につなげることが望まれる。

（措置困難：住宅政策課）

本事業による中活区域等内の居住者への補助は、当該区域への居住誘導を図ることで、コンパクトシティの形成や本市への安定的な定住につながるものと考えており、今後も継続する必要がある。

また、移住者に対しては、本事業と「子育て世帯移住促進事業補助金」との併用を可能としており、すでに事業間連携を図っている。

このため、現状のスキームを再検討することは考えていないが、移住者への情報発信などの取組に努め、本事業の利用による移住者の増加につなげていく。